



薪炭需給調節特別会計の現状

薪炭需給調節特別会計が昭和二四年に入の法律に定められた借入限度一億の五五〇万の
薪炭証券を発行したからその資金繰が極度に逼迫し、第一四半期の借入予定数量に対し
木炭七四〇、薪四三〇、ガス新三八〇に押えざるを得なくもつた事実をして本特別会計の赤
字の問題が大きくクローズアップせられるに至つた。

右の事情に鑑み関係当局は七月に至り経費安定本部、大蔵省及び農林省^長を通じて「薪炭
需給調節特別会計について」(別紙第一)を作成し同特別会計の現状を説明したのである
が之に対し当庁監察部は行政監察要員を主体として八月中林野庁及び東京木炭事務所の監
査を行い更に東京部における卸売業者との懇談を行つて、本特別会計の実情を調査したの
で以下右「薪炭需給調節特別会計について」を基礎に比較検討することとする。

一 「薪炭需給調節特別会計について」に依れば
昭和二三年中における損失は

- (一) 薪炭の規物不足 約一四億円
- (二) 昭和二三年度冬期に大都市の備蓄とまつた薪炭の保管
減耗、手直費 約一〇億円
- (三) 昭和二三年一二月に行つた長尺薪の値下げによる損失 約三億四千万円

(四) 積産並に輸送増産の爲止むを得ず支出した経費
その他

約五億五千万円
若干
約三億五千万円

二 昭和二四年度の損失は特別会計停止による手持薪炭の値下り、減耗その他臨時経費の支出により約二億円の
であつて合計約五億円の損失と推定している。

二 当庁監察部の監察に際し林野庁当局の説明せる推定損失は次の通りである。

- 一 昭和二三年度の損失
- (一) 昭和二三年度中において発見された欠損並びに予定外に生じた経費支出
在庫品の不足 一、〇四八百万円
 - (二) 昭和二三年度における現品の上失 二七〇
 - (三) 昭和二三年度二月の長尺薪の値下げによる損失 三三六
 - (四) 昭和二三年度における備蓄保管のための損失 一、〇四七
 - (五) 陸上輸送運道にヒヨウなる海上輸送転移のための損失 五五三
 - (六) 増産推進のための早期策定費 一四六
 - (七) 横持料 二五〇
 - (八) 二三年一月卸売業者のマーシンの加算せる店先までの

一ノ内

(九) 小運送費の算定に伴う損失 一九九
公務員に対する六、三〇〇円ベースの給費の実施に伴う指定
集荷業者の手数料増加に依る損失 二一三

合計 四、〇六一

(一) 昭和二三年度における価格改訂に伴う利益 七〇三百万円
(二) 昭和二三年度より繰越した損失額 一四二百万円
右(一)及び(二)を差引きすれば昭和二三年度の損失は三、五〇一百万円となる。

2 昭和二四年度の損失(特別会計の業務停止)
(一) 値引損 一、二四七百万円
(二) 減耗損 二三八
(三) 経費損 五〇七
合計 一、九九二

従つて、本特別会計最終の欠損は昭和二三年度及び昭和二四年度の欠損を合計して五億円となる。
この昭和二四年度の欠損は六月末日をもって購入業務を停止するとの前提の下に収入
未着は全部回収し手持薪炭は五割の減耗を見て、生産地在庫品は30%、消費地在庫品は
20%の値引きをして完全に売却し、支出未着は全部支拂うとの仮定に立つて林野庁当局

が推定したものである。

三 右の推定損失に対する検討

ノ 昭和二三年度の損失

(一) 在軍団不足(一、〇四八百万円)、在軍団の不足は損失原因と目されるものの内で最も内題のあるもの一つであつて、総額一、〇四八百万円に上つてゐる。その内訳は別紙第二の通りである。

右の不足数量を原因別に見ると(別紙第三)「寮外移送であつて受領証未着のもの」が最も多いのであつてその比率は前二者の合計が木炭につき六〇%、薪につき、七〇%となり事由不明のものが木炭につき一六%、薪につき一七%に達してゐる。

「寮外移送であつて受領証未着のもの」及び「寮内消費にして受領したのに受領証未着のもの」の中には発着木炭事務所向の事務処理上の不備に依つて輸送受領差としての行方不明の量が相当にあるのであるが所轄協力輸送に依つて行方不明になつた部分も亦相当に多いと思はれる。協力輸送とは戦後輸送力の極度に逼迫してゐた昭和二一年及び昭和二二年頃消費地に在るトランジヤ業者及び輸送手段を有する大口消費者を以て或程度に還元消費を認め、消費地に輸送せしめたものであつて之が漸次悪用せられる様になり、売掛代金の徴収と到着薪炭の受領証を發送地木炭事

務所に送付することを任務とする到着地木炭事務所を経由しなくつたので売掛代金は徴収せられず、右の受領証によつて手持薪炭の整理を行つてゐる発着地木炭事務所の帳差整理が行われまい結果、政府手持薪炭として帳差上残存し乍ら行方不明になつたわけである。この制度は昭和二三年一月に至つて廃止せられたのである。

「事由不明」に属するものは、林野庁当局において全然その理由を解明出来なかつたことである。従つて当所並察部としても之を説明する資料は乏しいのであるが又薪炭炭は相当に腐蝕消耗の多いものと云われてゐるにもかかわらず本特別会計に於ては従来減耗を全然見込んでゐないで買入の減耗が累積してこの数字の相当部分を占めるのは在りかた推定し得るのである。

右三項目以外に林野庁当局は二一項目の原因をあげて説明してゐるのであるがその内訳は別紙第三の通りである。

本特別会計はその開始以来一度も棚卸しを行つたことがない、従つて之等の各種原因によつて行方不明となつたものもすべて政府手持数量中に包含されたまま、何等検討を受けることなしに次々に次年度に繰越され今回の調査により一時に表面化されたものと考えられるのであるが内題はその評価であつて前掲の在軍団不足金額は今回発見された不足数量に昭和二三年度末の軍価を乗じて算出してゐるのである。然し乍ら薪炭は順次値上りを来したものであり、殊に大価値上りをした昭和二三年六月であつて過去における軍価の低廉であつた時代の不足量を現在価格を以て評価することは損失の過大見積り

と云われなければならぬ。

- (一) 昭和二三年度における規正の七失(八二七〇百万円)、之は昭和二三年度中において水害、火災等正当な理由によつて之失し、会計検査院の承認を得たのである。
- (二) 昭和二三年一二月の長尺薪の値下げによる損失(八三三六百万円)、之は今年六月の価格改訂の際普通通薪の二倍の長さを有する所謂長尺薪の価格を普通通薪の二倍に決定した為生産出荷は激増したのであるが消費者は自ら切断する不便がある為先行不振を極め止むを得ず値引きして漸く売却つた際の値引損である。
- (三) 昭和二三年度における備蓄保管の爲の損失(一〇四七百万円)
 - 林野庁当高は昭和二三年度の冬期に備へて七月始めより計画的に薪炭の備蓄を開始した。然るに六月に突如した薪炭の大幅値上げに伴つて薪炭の生産出荷は著しく促進せられて備蓄数量は遙かに計画を上廻つた上に従来の一手配給機構であつた燃料生産組合の用鎖機因指定、之に代るべき登録による新配給制度の発足遅延、異常なる暖冬、輸送強化運動に伴う出荷停止懇請を無視しての輸送、客観情勢の変化に伴う空貨車の発生等が絡みあつて結局極めて大量の薪炭を備蓄せざるを得なくつた、而も新配給制度の確立によつて従来殆んど無視せられて来た品質欠陥が全面的に検討せられることとなつた結果、従来の状態において備蓄せられた政府手持薪炭を受入の品質、数量、をもつて売却することは到底不可能となると同時に、施設を

二ノ内

- くして備蓄せられた薪炭は、著しくその品質及び数量において低下、減耗を生じ、林野庁当局は結局これを大幅に値下げして売却せざるを得なくつたのである。右の内損失の最も大きかつたのは大阪の二三〇百万円であり、神戸の一六五百万円、東京の一六〇百万円が之に次いでいる。
- (四) 陸上輸送通過に伴う海上輸送転移に伴う損失(五五三百万円)
 - 之は昭和二三年度における陸上輸送通過に伴い当初陸上輸送を予想していたものを海上輸送に転移した為の予想外支出であるが、昭和二三年度の当初予算においては運搬費八七億円を計上し内一九億円を他に流用整理しているので之を全額損失と見るべきか否かは疑問である。
- (五) 増産推進の爲の早期採算費(一四六百万円)
 - 之は薪炭生産促進の爲八月、九月、一〇月の三ヶ月間に策いた案に依り生産した木炭については一俵当り四円、一月、一二月の二ヶ月間に策いた案による木炭は一俵当り二円の奨励金を交付した為に生じた損失である。
 - 然し乍らこの奨励金は一般会計負担において当初より支出していたものであり、之を特別会計負担に切替える際には当然特別会計中において予算的措置を講ずべきであつて之を果して損失として計上すべきか否かは疑問である。
- (六) 横持料(二五〇百万円)

横持料は元未着荷の仕分の為、在庫品を一時他に移転する為の費用を指すのである。昭和二三年一月における新設倉庫の制定以後、呂蒙、教重が價格に取扱われる様になった結果、規定の業者マーチンを以てしては採算が取れなくなつて来たので、十二月以降三月迄に取扱つた新設数量に対し、横持料名義を以て木炭債当り三円、薪束当り一円を支出してマーチン不足の補いとしたものである。

(ハ) 昭和二三年一月卸売業者のマーチンに加算した店頭までの小運送貨に伴う損失(一九九百万円)

昭和二三年一月以前は、政府の売掛價格は卸売業者の店未渡りであつて、着取より店頭までの小運送費は政府負担として手算上、木炭一俵当り七円七角を載り込んでいた。而して政府は右七円七角を以てして生産地における指定集荷場所より発取までの運送費に充当して来たのであるが、昭和二三年一月政府売掛は着取渡しとなり、店未までの運送費を業者マーチンに組入れることとなつた。この際手算上の七円七角を全額業者マーチンに組入れたので山元における輸送費二円七角は昭和二四年六月店頭買上制度の実施に至る迄手算外支出として支出せられたのである。

(ウ) 公務員に対する六三〇〇円ベース給與の実施に伴う指定業者の手教料増加に依る損失(二一三百万円)

指定業者の取扱手数料は従来公務員の三、七〇〇円ベースを基礎に算出して木炭一俵当り六円、薪一束当り八角、ガス薪一俵当り二円三角を以てした。未だのであるが、公務員の給与ベースが三、三〇〇円に改訂されたので、二四年一月よりこの手数料を木炭一俵当り一円、薪一束当り一円二角、ガス薪一俵当り三円五角に増額し四月二一日迄継続実施した。之が為の費用は予算的には全然考慮せられて居ず、將來の価格改訂に就いては損失を補填する予定にして来たものである。右各原因を合計すると四、〇八二百万円となり「新設倉庫給調節特別会計」について説明せられた数字に比すると相当に増加しているのであるが、一方利益となるべきものも見込まれているので差引に於いては三五〇一百万円の損失となり結局一億五千万円程度の増加となり大差はないと云える。又内容的には不足在庫品金額は四億円程度減少して之に代るべき他の原因が引出されて居るのである。

昭和二三年度における損失は右に検討した通りであるが次に之に関連して昭和二三年度末の貸借対照表の検討を行うこととする。

林野庁当局が略実体に近いものとして推定作成した昭和二三年度末の貸借対照表は別表第四の通りである。

ノ 貸 方

(一) 新設証券 二九五〇百万円

之は法規に認められた年度繰越借入限度であつて昭和二十四年二月末には五三〇〇
百万円（借入限度は五、五〇〇百万円）に達していたものを年度末において限度まで
圧縮したもので、圧縮に当つては二、一八〇百万円を農村中央金庫に対する借入金
形で支出未済中に計上したものとと思われる。

(二) 支出未済 五、八六二百万円
右二項の合計八、四五二百万円は零動かし得るの数字と見ていいと思われる。

2 借方

(一) 現金 三七〇百万円
(二) 収入未済 九九六百万円

之は卸売業者に対し調停者にして取立未済のものであり確定せる政府の債権であ
る、然し乍ら来して之を全額回収し得るか否かは相当疑向であつてその理由は後
述べることにする。

(三) 薪炭 三、六四八百万円

この数字は会計検査院の算定した数字から所謂(特)受入を除いたもので零確定と見
ることが出来る。(別紙第五)

(特)受入とは、生産薪炭の買入枠が設定せられた時から生じた現象であつて、買入
枠以上の生産薪炭につき政府以外に売渡すことが出来なためにならざるを得ず、事実

三ノ内

上受入れを行ったものを云うのである。この場合、生産者は政府の幹族によつて全
融機関より売掛代金に相当する融資を受けて、事実上代金の支拂を受けており、政
府は将来支拂うべき事実上の債務を負担すると共に右融資金額に対する利息を負担し
ているのである。而して(特)受入は会計検査院算定の数字においては、事実上の受入
札を基準として二三年度末手持数量中に算入されており、林野庁当局としては支拂
を予定している。二四年度を基準としてこれを二四年度の買入に算入し二三年度末
の手持よりは全然除外しているのである。

二二に注目すべきことはこの手持薪炭中にはいわゆる調停未済の分を包含してい
ることである。調停未済とは、現物はすでに、卸売業者の手に渡つているのである
が、事故その他の理由により、政府よりの売掛手続が完了せず帳簿上政府所持とせ
られるものである。消費地に到着した薪炭は輸送代機関の手から直ちに卸売業者の
手に渡りフレームのない限り卸売業者の受領証により直ちに調定すべきものである
からして、消費地に在る政府所持の薪炭はその大部分が調停未済とみるべきであり、
何等かのフレームのついでているものと見られるのである。従つて、これが果してそ
の数量のまま調停し得るや否やは相当に疑向であり、そこに或程度は損失を予想す
べきであると思われる。

又手持薪炭の評価についても問題がある、生産地在率品につき買入価格を以て評

2

価しているのは一必要であるが消費地在庫品につき、消費地販売価格を以て評価し、そこに評価差を見込んでいる。実は健全な経理方法とは言いがたい様に思われる。殊に在庫品については減耗及び品質低下を全然見込んでいない上に、更に評価差を以てバランスを取らしている事実は検討の余地のある問題である。

昭和二十四年度損失の検討

(一) 値引損 (一、二四七百万円)

林野庁当局は大目未在庫数量を別表第六の通りに推定して之を消費地においては二割、生産地においては三割の値引をもつて全部売却のものとの想定のもとに一、二四七百万円の損失を見込んでいる。(別表第七)、然し下ら政府所持の在庫品はその品質において新に生産される薪炭に比し甚しく劣等である事は争われず、且乱伐の乱末のものが多い関係上累して右値引をもつて全量処分し得るか否かは極めて疑わしく恐らくは生産地五割、消費地四割程度の値引を見込め必要があるのではなからかと思われる。然りとすれば右損失は更に相当増加して二、一六八百万円程度になると思われるのである。但しこの場合においては減耗による損失は一応これに含まれるものと考えられること出来る。

右に対しては之を需要最盛期の冬期迄持ちこすことにより一応当初の値引率を以て売却し得るとの見通しもある。然し下らこの場合においては品質の低下と同時に

次に述べる減耗率が増加すると思われるし自依等出賣の薪炭が相当量出賣のものとなればこの見通しも必ずしも樂觀を許さまいと思われる。

(二) 減耗 (二、三、八百万円)

林野庁当局は右大目未在庫数量につき五割の減耗を見込んで損失二、三、八百万円と推定している。然し下ら元来相当に減耗が多いと思られる薪炭について相当期間貯蔵され、乱伐、乱末の多い政府所持薪炭を新制度に依り商業的觀念を以て取引することとなつた業者が蒙つてこの減耗率を以て引取るか否かは極めて疑わしく之を仮に一五割とすれば七一、三百万円の損失となる。之は勿論値引率との関連において考慮しなければならぬ問題ではあるが、林野庁想定の減耗率を以て解決し得るとは考え得ない。

(三) 経費損 (五、〇七百万円)

値引及減耗を見込まず手持薪炭を予想通り売却し得るものとしての売上利益二、四〇三百万円に対し経費支出が二、九一〇百万円に達して既に五、〇七百万円の赤字勘定になつている事実は注目し得る事である。経費中五割のたれものを拾つて見れば次の通りである。

(イ) 運搬費 (一、六四八百万円) 之は前年度の運搬費を予算面から見れば七、五九一百万円であるからして四月より八月に至る運搬費としてみれば特に多いとは思わ

れをい。
 (2) 手数料(五四三百万円) 手数料の前年度予算額は一〇九〇百万円であるからして四月より六月に至る支出としては相当に増加している。而して(1)受入に際し農林中央金庫をして生産者に融資せしめた金額に対する利息はこの中に包含されている。

(3) 備蓄費(一三三百万円) 大樽横都市の一ヶ月分の積蓄を備蓄する計画の下に実施したものである。然し下ら備蓄による損失は既に前年度において経験者でありて、止むを得ずして備蓄せるものは別として計画的にかかる備蓄を実施したことは妥当ではないと思われる。

右の諸損失原因を合算すると一〇九〇百万円となり「薪炭需給調節特別会計」について説明せられた二十億円の数字と略一致している。
 右の損失は元目末日を取つての推定であるが本特別会計の買上停止は七月末日迄延期せられた関係上七月中における損益を考慮する必要がある。之については数字的に検討し得る資料は乏しいのであるが、林野庁当局の説明によれば七月中においては買入枠の残り以外は一切薪炭の買入は行わず、消費地への輸送を停止して、在庫品処運は現在の在庫地裏において実施する方針を取つた由である。従つて在庫品の増加による値引、或耗損乃至は輸送の爲の経費額は殆んど増加して、いよいよ累て

目ノ内

よいと思われる。

昭和二四年度における損失推定は右の通りであるが次にこれに関連して昭和二四年度の貸借対照表(別紙第八)の検討を行うこととする。この貸借対照表は元目末日を以て買入業務を停止しするとの前提の下に清算終了の状態を想定したものである。之に依れば手持の薪炭は之を完全に売却し収入未済は完全に回収し、支出未済は全部之を支出して貸方としては薪炭証券を借入限度一杯の五、四七〇百万円、借方は多少の現金の外機械器具、物産、建物として多少の金額を計上して五、三二七百万円の損失を計上しているのである。

(一) 薪炭、政府手持の薪炭が累して林野庁の予想通り売却し得るや否やについては前述した通りである。

(二) 収入未済 収入未済とは卸売業者に対し期借着として而も収入未済のものを指すのであつて確定せる政府の債権である。然し下ら累してこれを全部回収し得るか否かは極めて疑問である。即ち

(1) 特別会計が業務を継続するのであれば資金は順次回転してゆくのであつて収入未済も亦順次更新されて行くのであるが一度業務を停止した今日運搬資金を他の面に必要とする業者が将来取引の発生しをい政府に対する債務を完全に履行するものとは考え得ない。

(2) 新登録判及は各業者に対し一定数の登録を確保する以外には何等の資格要件を認めない。従つて業者殊に小売業者中には資産状態の思わしくない店の相当に多く卸売業者としても登録店獲得の爲に種々好餌を提供しているもので卸売業者中には悪意の有無に拘らず資金的に對政府債務を支拂い得ない者が相当にある。

(3) 特別会計業務停止に伴ひ薪炭の値下りも予想されるのであるがその場合においても政府売掛薪炭について政府は差額金の補償は考慮していきい。

等の諸事情があつて之が回収は相當の困難を予想せられる。林野庁当局においては重役連帯保証等を考慮してゐるのであるが何等か政治的妥協の万途を講ずるのでなければ解決は困難であり、何れにしろ相當の回収不能は恐るものと思はれる。

3 全般的に對する検討

以上昭和二三年度及び昭和二四年度における損失合計五、五〇〇万円につき一応個別の検討を行つたのであるが、右の内

- (一) 損害を減少すべき要目としては在軍中の不足追求による弁償金の取立が考えられる。然し乍ら在軍中不足の発生した態様、時期等から考へる時多きは期待出来まいと思はれる。
- (二) 損失を増加せしむべき要因としては、
- (1) 収入未済の中に回収不能の額が相當あると思はれること。

(2) 政府手持薪炭中には測定未届分が相當にあつて必ずしも額面通り測定することには困難であると思はれること。

(3) 在軍中必分に当り林野庁の予想通りの必分は困難であること。等があつて損失は相當に増加すると思はれる。

尚昭和二三年度の査定貸借対照表における支出未済中には炭入意田の新設受入薪炭の輸送費を含んで居り、昭和二四年度の経費中にも亦炭入薪炭の輸送費約六億円が計上されてゐることが判明したので損失中から右六億円を差引く必要がある。然し乍ら今時に在軍中不足数量中の炭着木炭事務所向の受掛の差による行方不明書置が昭和二三年度中において約八億円に達するとの説明もあるので内二億円が既に前掲不足在軍中額中に計上されてゐると見れば差引損失は従前通り或いは多少増加する程度と見ていると思はれるのである。

右以外に収入業務の停止が七月末日迄延期された結果七月中における損益を検討してみることがあるがこの点については前述の通り大体六月末に比して異動はないと考へてよい様である。

四、欠損の原因

薪炭需給調節特別会計に於て斯の如き重大な欠損の発生した直接の原因は昭和二十三年度に於ける備蓄及び同年度より発足した登録による新配給制度にあると思はれる。即ち既に述べた如く昭和二十三年度に於ける林野庁に於ける林野庁当局の計画的備蓄は一方生産地及び輸送の面に於ける著しい増強により是が計画を上廻ると共に他面燃料林産組合の閉鎖機関指定、新配給制度の発足遅延等の理由により備蓄薪炭の売却が出来ず、加うに異常なる暖冬による薪炭の売行不振等が結み合つて予想を遙かに上回る数字となり、従つて莫大な損失を生じたこと。

2. 更に新制度の発足に伴い従来の品質、尺減を懸念した取引方法が一期にして通常の商業的觀念に基く取引に移転したため、手持薪炭に著しい欠損を来したことによつて本特別会計は運営不能に陥つたものといえると思ふ。

然し乍ら、右は只單に本特別会計の實体を表面に推し出す作用をしたにすぎないのであつて、その欠損を生ずべき原因は更に遠く深いものであつて、この炭政府自体によるつきの如き事業の運営につき、この際深刻に反省するの必要があると思はれる。

3. 事業の経営に一貫性を欠いていると思はれること
本特別会計は林野庁の下に全国に四九の木炭事務所を置いて全国的規模に於て一貫的に経営を行うの態勢を整えている。然し乍ら、之を實際に付いてみれば木炭事務所

は各ごばり／＼であつて、その間何等全般的な調整は行われていない。即ち、生産地
 木炭事務所に於ては代金の支払と集荷の発送を、消費地木炭事務所に於ては、到着せ
 る薪炭の受領と代金の徴収を夫々自己の任務として専念して其の間の連絡調整の如き
 は開却さし勝を状態にある。而も、中央機關たる林野庁は年明取扱金額二〇〇億円を
 超ゆる本特別会計のため、僅かに一課を設けておられるにすぎず、全国に亘る総合、調整
 ・監督の如きは事實上、極めて微力であつて全国に亘る事業運営を一貫的綜合的行
 つて来たとは云い得ない。而も当面の責任者である薪炭課長は頼りとして更迭したと
 いわれ甚しきは三カ月位で更迭してゐるという。昭和十五年以来の總決算を存すべき
 現在、薪炭課の構成員は殆んど新しい職員であつて、従来の実情に通じた者の殆んど
 皆無である点は従来の実情の反映とも見るべく重大な欠陥の一つであつたと思われ
 る。

々、当局者の心構え

本特別会計が其の経営上不合理、不健全な点を包含し乍ら従来特に自立の程の欠損
 を生じたかつた理由は其の分担を消費者大衆に転嫁してゐた爲であると思われ、即
 ち従来は薪炭の供給が極めて少かつた爲に消費者大衆は或給さるる薪炭を品質欠陥に
 関係なく一応引取つてゐた。取締が強い爲に薪炭の価格は極めて高く、品質劣悪且つ
 欠取量の多い配給薪炭でも闇値に比すればまだ廉かと言ふ夫もあつたと思はれる。従
 つて本特別会計に於て負担すべきであつた欠損事由が特別会計を素通りして消費者大

大の内

衆にがぶさつてゐたのである。関係当事者は生産の奨励荷引の必要第一停止を得る事
 情はあつたとしても之を半ば公認し統制の弊害の一面位は考へていて、責任を感じ之
 を是正しようとする努力は極めて微弱であつたと考へると思ふ。従つて一度生産が増
 加し消費者大衆の選別が或る程度進歩する事、なれば従来の方易な方法による経
 営の破綻するの恐ろしき當面であつて本特別会計の欠損半ばは責任当事者の心構の問
 題にあつたとも考へると思ふ。責任当事者に此の点の反省があつたとすれば計画準備
 の如きことを行はれなかつたのではないかと考へられる。

五、政府マージンの問題

本特別会計の欠損の具体的事由については既に詳細検討したのであるが、右の内在庫
 品の不足及亡失以外の事由については相当に検討の余地があり寧ろ発生した欠損を之
 等の理由にこじつけて説明してゐる様な印象を受けるのであつて之をつき詰めて行け
 ば価格形成の際の政府マージンの算定の問題になるのではないかと考へられる。昭和二
 十三年六月に於ける木炭全国平均価格中の政府マージンは、別紙第九の通りであつ
 て販売価格の三七%に当り本特別会計の初期に於ける政府マージンに比して可なり
 下廻つて来ていると云われている。其の内訳を見れば例へば我耗費は一俵当り七八錢三厘で
 あつて販売価格の五%しか当りないのであるが薪炭の取引が如斯く僅少な減耗を以てカ
 ンパい出るとは考へられぬ。従つて此のマージン算定は僅かにすぎると考へることが

一応言へる様に思う。然し乍ら問題は決定されたマージンの範囲内と於て此の事業を行ふ爲に如何に事業運営を合理化するかの問題である。此の面に於ける従来の林野庁当局の態度は寧ろ消極的であつて極言すれば架空のバランスを作りつゝ放漫な経費支出を行つて来たと言ひ得ると思われる。経営を十分合理化して而も尚現行マージンを以て経営し得ないことが判明すれば之に對して堂々と対策を講ずべきであつてマージンの僅少なるの故を以て尺楯を生じたとするのは当りないと思ふのである。

6. 事務費人件費の問題

本特別会計の運営にまつた事業内容に比し予算上認められた事務費人件費は少きにすぎたように思はれる。之が爲、事務処理に不備を生じ現場の把握は行はず、結局最終的には膨大な負債を生じて之を國民負担に於て解決の外なき事態に立至るのであつて多少の経費を予算面より削除することが果して結論的に経費の節約になるか否か極めて疑はしいこと、なるのである。之は單に本特別会計のみでなくすべてを通じて言ひ得ることであつて業務運営に當つては必要最少限度の経費は認むべきであり経費を縮減するにすれば事業の規模をこれに依じて縮小さすべきである。此の点に政府として特に反省する必要がある問題である。

大の辨

五. 今後の対策

本特別会計は現状の終に於ては約五五億円乃至はこれ以上の尺楯を生ずることは説明かとなつた。林野庁当局としては今後此の尺楯を減少せしむる爲の万全の措置を講ずること最も所要である。之が爲には、先づ、薪炭の所在及び数量の正確なる調査を速かに完了して、現物不足に對しては責任の所在を徹底的に究明して損失の補填を図り、手持薪炭は迅速に且最も有利なる換価処分を行つて、可及的速かに精算を了して機構及び人員の整理縮小を行ふべきである。

1. 現物不足の処理

- (一) 輸送途中で紛失した薪炭については、発送報告書と基^ハにその行先を究明し、行先不明の場合には、発送報告書を提出した輸送業者又は前表業者と弁償金を徴収する。
 - (二) 没入調査又は支払証券の二重発行に及ぶものについては、その発行当時の支払額を回収する。
 - (三) 政府倉庫における現物不足についても、保管責任者の責任を追究して弁償すべきものについては弁償せしめる。
 - (四) 債権債務を相殺し得るものは極力相殺する。
- なお、現物不足については官公庁の責任に帰すべきものが相当に多いと思はれるので之が責任追迹は最重要且徹底的に行ふべきである。

2. 政府手持薪炭の処理

(一) 生産地にある薪炭

指定集荷場所又は発取港頭において保管竹のものは極力売炭を行ひ相殺し得る債権債務のある場合はすべて相殺する。賣炭に依らない場合には、卸売業者に売却する様に努力する。必要に依り融資の斡旋を図る必要がある。

賣却価格の決定に当つては、関係行政機関の意見を徴し、公正妥当なる価格の決定に努め競争入札制による場合と雖も悪意の業者の不当利得を抑制する様に努力する必要がある。

賣却時期については、品質の低下、或は増大を避けて直ちに賣るべきか、或は需要最盛期の冬季に於ける値上りを待つべきか慎重に研究の上処置すべきである。

(二) 消費地にある薪炭

消費地に在る薪炭は規定未済のもの及び備蓄薪炭であるが速かに適正価格を算定して必要により卸売業者に対する融資の斡旋を行つてなるべく卸売業者をして買取めしめる様にする。

卸売業者が売却に依らない場合には、直接大口消費者乃至は小売業者に売却する努力が必要であらう。売却価格の決定その他に関しては前項の通りである。

3. 政府債権の取立

七の内

政府が卸売業者、輸送業者、集荷業者等に対して有する債権は強力的に取立を行ひ之等業者に対し債務を負担して居る時はすべて債権を相殺するものとする。

六. 結論

薪炭需給調節特別会計は昭和十五年以来戦争中及び戦後に於ける薪炭情勢の逼迫せる時代を通じて薪炭需給調節努力をして来たのであつて、これが民生の安定に相当に貢献をなした事だつた功績はこれを高く評価すべきである。然し乍ら、その間に於て或は機構の不備により或は経理上の不手際によつてその最終時に於てかくも巨額な欠損を生じ、結局これを國民の負担に於て解決する外なき事態に立ち至つたことは甚だ遺憾なことであつた。結論的にこれを云えば、國民は如何なる時期に於ても薪炭の入手が不可能となる事態には陥らなかつたのであるが、その品質及び欠損の点並びに本特別会計の最終欠損の負担の点に於て、結局相当高価なる薪炭を買はされたこととなるのである。この事實は裁判乃至は官行自らの行う現業の運営に対し大なる示唆を投げかけるものであつて、現在の裁判方式或は今後生ずることあるべきこの種事業の運営につきこの際深い反省を加ふべきであると思われるのである。

別紙第一

薪炭需給調節特別会計について (二四、七 経営安定本部、大蔵省、農林省)

一、薪炭需給調節特別会計の現状

(1) 昭和二十三年度末の貸借対照表は別紙の通り予想せられるのであつて、三十三億五千万円という損失を生じている。

かゝる巨額の損失を生じた原因については、目下鋭意調査中であるが、現在までに判明した所によれば

- 一、薪炭の現物の不足
 - ニ、二十三年度冬期に大都市に備蓄の状態となつた薪炭の保管減耗、手直費、約十億円
 - 三、昨年十二月に行つた長尺薪の値下による損失
 - 約三億四千万円
 - 約五億五千万円
 - 四、増産並に輸送増強のため止むを得ず支出した経費
- であり、昭和十五年統制開始以来の薪炭現物不足を一挙に整理したこと、昨年度の都市における備蓄、統制機関の複雑化、暖冬寒波等により本特別会計をめぐる諸条件が極度に悪化したことに基因すると考えられる。

(2) 現在特別会計は法律に定められた借入限度である五十五億円まで日銀引受によつて薪炭証券を発行してこれを運転資金としてゐるが、右の如き巨額の赤字のため特別会計の運営は半切不達の状況となつてゐる。即ち、極度の資金繰の逼迫のため現在まで

八の外

に木炭事務所に對して買入を許可した数量は、第一、四半期当初予定量に對して

木炭 七四% 薪 四三% ガス薪 三八%

にすぎず、然し現在までの収入概算は

四月	一三五七百万円	(一日平均収入 四五百万円)
五月	二一一四〇	(七〇〇)
六月	二三八〇	(七九〇)

であり、六月三十日現在を以て二十三年度分の未払額が約一億円あり、その他の本年度分の専支払額十九億円(本省に請取書の到達してゐる未払分は約十三億円)を加えれば、約二十億円の支払資金を必要とする。従つて現状を以てよれば六月分の薪炭の買入枠を許可し得るのは七月中旬以降とらざるを得ない。故に現状のまゝ、特別会計の運営を継続することは到底不可能である。

二、特別会計整理後の損失

特別会計の停止によつて手持薪炭の値下り又は減耗による損失額その他の臨時経費のため二十億円の損失が更に加わることが考えられるので、二十三年度迄の損失を加えらると約五十四億円の損失が予想せられる。本会計は昭和十五年法律第七十三号薪炭需給調節特別会計法によつて設置せられ、その間戦事中戦後の混乱のため幾多の困難な事態を

今日迄経過したが、今回機能の停止をすれば、その整理事務は真に複雑且つ困難であることには予想せられるので関係各省の絶大な協力を得て万遺憾なきを期してゆきたい。

なお、特別会計整理後の損失額の多寡を決定するものは、一に未端核問たる木炭事務所の人員の身分保証するか否かにかがつかつておることは言を待たない所であり、身分の保証において失敗した場合には更に多額の損失を覚悟しなければならぬ。

林野庁薪炭課 提供の資料による

別紙第二

種	類	分帳		上の現在高		実在		高下		量	備考		
		全	数	全	数	全	数	全	数				
木	炭	全	量	三六九一五八三	俵	三二七五九七九	俵	五八五九四四	俵				
		数	量	四四八〇五五九	六二二	俵	四九七四二六	九三	俵	二二八二五三一	四		
薪	炭	全	量	七三五六八〇〇	八	俵	四九七四二六	九三	俵	二二八二五三一	四		
		数	量	一四三三八七八	一九〇	俵	九九七三	四	俵	二七五七三	七		
が	入	薪	全	額	二八九一七	九	俵	二二一八	八	〇	八	六	円
			数	額	二三四八	五	〇	四	四	円			

別紙第三
現留不定別請書 (24.3.31現在)

種	類	分帳		上の現在高		実在		高下		量	備考	
		全	数	全	数	全	数	全	数			
木	炭	全	額	二八六	一	五	九	三	五			
		数	額	二八六	一	五	九	三	五			
薪	炭	全	額	一七〇	一	一	一	一	一			
		数	額	一七〇	一	一	一	一	一			
が	入	薪	全	額	二八	六	一	五	九	三	五	
			数	額	二八	六	一	五	九	三	五	
合		計	計	五	一	五	九	三	五			

引紙和
現品不定別請書 (24.3.31現在)

	木	炭	薪	瓦	薪	計
1 現品が未生産であるのに支 辨証券を発行したものの	2642	債	1828	米	14080	債
2 支辨証券を二重に発行した もの	25335		15292			"
3 現品が未生産であるのに支 入調書が発行したものの	32047		269753		6,000	"
4 支入調書を二重に発行した もの	42,194		315947		4310	"
5 支入調書を改ざんしたもの	—		60,000		—	"
6 現品が指定廃棄場内に存在 せず生産現場に於いてあったものの	39,139		389,030		—	"
7 指定業者が正式の付託 を認めないで廃却したものの	7226		87707		—	"
8 保管中自家用事に供用した もの	—		—		300	"
9 指定業者の未端検閲が独 断にて頓興したもの	14392		18,011		—	"
10 生産から貨車来までに至り 取扱したもの	127,430		922,469		1,575	"
11 現品保管中盗難によるもの	13,706		76,493		—	"
12 現品保管中火災で焼失した もの	49,031		141,766.5		2,430	"
13 現品保管中水害で流失した もの	164,989		1,148,827.2		2,630	"
14 現品保管中盗難、火災、水害、火 害の理由により取扱したもの	344,383		979,743.2		—	"
15 弊内積荷にして支戻したもの に支領証木箱のみの	240,995		71,833		2,969	"
16 支入数量を誤算したもの	165		—		—	"
17 弊水運送途中の事故	85,536		39,838		—	"
18 貨車乗から卸業者に至る間 に取扱したもの	149,960		204,381		18,539	債
19 支入数量の二重記帳	540		—		—	"
20 備蓄中の取扱	4418		376,251		3,026	"
21 二重売掛	△ 9458		—		△ 150	"
22 誤診憑掛	—		△ 12,914		—	"
23 事由不明	966,787		17,011,381		98,770	"
必懸本移送であつて支領証木 箱のみの	286,1573.5		1,719,697		121,258.6	債
合 計	5,159,040.5		23,825,314.7		275,737.6	

借方

昭和23年度未指定管借対照表

借方	金額	支出未済	貸方
現金	370,000.00	5862154249	
収入未済	995685665		
薪	3693095070	2590000000	
機械器具備品建物	487900000		
預	3344585514		
前年度繰上額	141576793		
本年度繰上	3203008721		
計	8452154249	8452154249	

(註) 支出未済の中には過年度支出として支払済のべきが徳田を推定して入水。

冊

別表第五

合計金額	薪		木炭		合計検査院算定による数量	受	入	林野庁算定による数量
	金額	数量	金額	数量				
五〇九九九六三・七〇二円	二二一八八〇八六円		九九三三四五九四七円		三一七五六七九七俵	一二九九七三四〇俵		一八七五九四五七俵
			四九七四二六九三束		二四一七四八九九〇円			二四七七九三九七六九円
			二六五九八一俵		一五五三五一八束			四八一八九一四五俵
			二六五九八一俵		九三三七俵			二五三三六四俵
			六九九三〇二円		二〇四一九五〇七四円			
			一四五一八二四・八二八円		三六四一三三八七四円			

別表第六
6月未在庫
木炭 345,768 俵
薪 2,956,863 俵
6月未在庫
木炭 345,768 俵
薪 2,956,863 俵

計 47,552,735.90

別表第七

価引勘繰

6月末在庫の中生産地は30%、消費地は70%を政府販売価格から値引するにすべし

木炭	薪	瓦新薪
345,768 俵	2,956,863 俵	82,072 俵
生産地在庫 204,003 俵	生産地在庫 2,128,941 俵	生産地在庫 56,630 俵
消費地在庫 141,765 俵	消費地在庫 827,922 俵	消費地在庫 25,442 俵
2,060,430,300 円	702,550,530 円	888,355,749 円
1,231,826,500 円	273,214,260 円	358,817,552 円
1,242,173,301 円		

別表第八

昭和24年度貸借対照表

	借方	貸方
現金	84,285.160	
被檢器具備用建物	48,790.000	
損	5,336,924.840	
前年度繰失	3,334,585.514	
本年度繰失	1,992,338.326	
計	5,470,000.000	5,470,000.000
		貸券
		5,470,000.000

別紙第九 政府賣渡價格(卸賣)算定の基礎

(一) 政府取扱経費内訳 (全国70-ル)

(1) 木炭

(昭和23年6月23日現在)
單位 15kg = 1俵

項 目	現行單價	補 償 率	正 價		備 考
			單	價	
1. 代行事業					
縣内小運送	7879	2.7	21543		2.5倍 × 1.08 ^{割増} = 2.7倍
" 鐵道員納金	0.420	3.5	1.470		
" 其他	0.631	2.6	1.640		
" 船賃(臺灣作業)	0.42	2.8	1.176		
" 船賃	0.57	2.5	1.425		
買入手数料	2.12	1.8	3.816		
輸送 "	1.28	1.8	2.304		
引取運賃	2.63	2.7	7.101		
2. 縣外移動運賃					
仲継及船賃(臺灣作業)	1.91	2.8	5.348		
" 船賃	1.77	2.5	4.425		
鐵道員納金	0.50	3.5	1.75		
" 其他	0.40	2.6	1.04		
3. 備蓄料	0.10	1.8	0.18		
4. 借庫料	0.007	1.8	0.007		
5. 保管料	0.008	2.0	0.016		A, B地区にて全部
6. 車直費	0.340	1.8	0.612		負担上。
7. 改装費	0.500	1.8	0.864		(3-8)計 2.462
8. 減耗費	0.435	1.8	0.783		
9. 集荷委託費	0.00	3.0	0.00		
10. 権収費	0.20				
" 其他	295		1.910		
合 計					計 18.70

裏面白紙



薪炭需給調整特別会計の現状に因する

薪炭需給調整特別会計に於いては、昭和二十三年大蔵省及び農林省共同の報告によれば、昭和三十二年度末に於て三十三億五千円、昭和三十二年の損失が予想に及ぶ減収による損失、其他臨時経費支出の爲更に二十億円の損失が加われば、約五十四億円の損失が予想され、この損失は、薪炭証券の発行は、其の限度に達し、特別会計の運営は、半身不随の状況に於て生産薪炭の買入困難となり、六月末生産者への買入し得るもの、七月中旬以降とならざるを得ない状態に於ち至つたのである。この同議報告に

石の事態に鑑み行政管理局は、薪炭証券の発行は、其の限度に達し、特別会計の運営は、半身不随の状況に於て生産薪炭の買入困難となり、六月末生産者への買入し得るもの、七月中旬以降とならざるを得ない状態に於ち至つたのである。この同議報告に

昭和三十二年の損失が予想に及ぶ減収による損失、其他臨時経費支出の爲更に二十億円の損失が加われば、約五十四億円の損失が予想され、この損失は、薪炭証券の発行は、其の限度に達し、特別会計の運営は、半身不随の状況に於て生産薪炭の買入困難となり、六月末生産者への買入し得るもの、七月中旬以降とならざるを得ない状態に於ち至つたのである。この同議報告に

昭和三十二年の損失が予想に及ぶ減収による損失、其他臨時経費支出の爲更に二十億円の損失が加われば、約五十四億円の損失が予想され、この損失は、薪炭証券の発行は、其の限度に達し、特別会計の運営は、半身不随の状況に於て生産薪炭の買入困難となり、六月末生産者への買入し得るもの、七月中旬以降とならざるを得ない状態に於ち至つたのである。この同議報告に

リ海上輸送への転移、業者手数料金の増額、或は生産助長の目的を以て支出される早期築室費特別小出賃金等の予算外支出等総計約四〇億円より昭和三十三年六月価格改訂に伴う価格差益金約七億円を減じ、これに前年度損失約一億四千万円を加算せる約三十五億円であると思われ、(林野庁の説明によると)其の最大原因は現品不足と売払薪炭の値引及び公欠減である。

二 現品不足の原因中約八〇%は指定集荷場所より移送して受領証未着のもの(木炭約六〇%)(薪七% 瓦斯薪四五%)及び事由不明(木炭一九%薪七%瓦斯薪三六%)によるものであつて、其他指定集荷業者或は輸送機関の責任に帰すべきもの(水災等によるもの等)である。移送して受領証未着のもの(大部分は県外移送にして特に昭和二十一年及び二十二年に実施された協力輸送によるものが多い)である。

事由不明其他の原因によるものも前年度、前々年度、或はそれ以前に発生したものを相当割合含むといふ高損失も、前年度、前々年度又はそれ以前に繰上ぐべきである。現品不足による損失をすべて昭和二十三年度末評価額を以て算定しているのであるが、これは当然発生した時期の評価額によつて評価すべきであつて、仮に現品不足を二十三年度、二十二年度及び二十一年度に各々繰上ぐつ発生したものととして算定すれば、其の損失は二十三年度約三億五千万円、二十二年度約一億八千万円、二十一年度約七千万円計約六億円となり、二十一年度及び二十二年度損失計約二億五千万円は、各年度繰上ぐべき損失である。又四億円(現品不足損失一億円との差額)は二十三年度における他の原因に依る損失と見るべきである。

三 二十四年度に於ては手持薪炭の値下り及び公減耗による損失

其他臨時経費の爲約二十億円の損失を見込んでいるが其の
 主たるものは生産地三割消費地二割の値下り見込み及び減
 耗五割である現在予研品の中消費地にある大部分は測定未
 済のものであつて、乱雑乱取のものが多く又本特別会計廢止
 後に生産さ小るものの品價は明に著しく向上すること予
 知さ小るのを恐らくは生産地五割消費地四割程度の損失を
 見込む必要があるのではないかと憂慮さ小る力である。か
 くする時は更に約九億五千万円程度の損失増加が推測さ小
 るのである。

四 林野庁の推定せる損失は以上の如くに増減を生ずべきもの
 と思つ小るが尚繰返中の之失が更に相当増加する趣であり
 且つ収入未済は二十四年三月末約一〇億円文月未約十八億
 円七月末約一一億円と増加しつゝいる實情であつて回収不能
 のものを生ずる可能性が相当多いものと考えら小る力である。

林野庁推定の如く収入未済を全額回収し得たとしても当初
 の見込損失約五十四億円は^{損失}増に一〇億円程度増加するの
 以下ないかと憂慮せら小る力である。
 尚以上の損失の相当額を昭和二十二年以前に繰上げるべ
 きであるとの論があるが、薪炭價格の低廉なる年度におけ
 る損失の誤謬はかかる大きな金額には余り影響があるとは
 考へら小る力である。其の大部分は近年に於て発生したものと見
 るべきであらう。

五 かかる運営上の破産を生じた原因は次の通りである。

- 一 行政官庁自らがかかる商行為を實施し運営上の監督が徹底を欠
 き特に経理上の損失防止に對し不手際であつたこと。
- 二 各都道府県の本炭事務所は單に帳簿上の收支を整理するのみで
 あつて現品の受取は主として関係業者として行わしめ過去八年間に亘り
 殆んど現品調査も實施していつかつたこと。

- (3) 約二〇〇億円に達する全国向の薪炭の買上、輸送及び販売を有する甚だ複雑なる事業を業者をして代行せしめたとは云へ約二〇〇〇名の政府職員を以て実効し且つ林野方に於ける一薪炭課に於てこれを総括して来たこと管理機構として甚だ弱体であつたこと。
- (4) 昭和二十三年度に於ける燃料林産組合の同業機関指定及びこれに代るべき登録による新配給制度の定規に当りこれが準備に約四ヶ月を要し、其の同業物の取引が一切停止し大量の備蓄を生じ、加うるに薪炭価格の大巾引上による出荷の促進、輸送増強運動乃至は客観情勢の変化に伴う空車の増加及び暖冬異変等が拍車をかける結果となり備蓄による保管減耗手直等の為多額の損失を生じたこと。
- (5) 登録制実施後は委託に当り卸業者は現品の欠減を正確に算定し、不良品の受取は二亦も拒否するようになった為、従来消費者の負担に転化していた損失が政府に押し寄せられたこと。
- (6) 本特別会計の支出面に於て一般会計を以て支出すべき生産助成の為の早期

期築室費特別小出賃等を支出し又政府手数料へ買上価格と卸売価格の差への設定に於いても減耗、手直、保管の為の費用を殆んど見込み居らず又運利の運送費を他に流用している等経理上の管理が厳正でなかつたこと。

以上の諸点を考慮する時政府は如斯高行為を監督官庁自らを以て実施せしめた根本的を誤謬を此の際深く反省すべきであると思わゆるのである。

六、国損を減少せしめる対策としては次の通りである。

- (1) 生産地手持品は生産者に販売し且つ引取債務は自來荷業者の政府に對する債務と相殺すべきこと。
 - (2) 消費地手持品は卸業者に融資の發遣を計り緊急売却すべきこと。
 - (3) 備蓄などは極力避け必要あれば消費者に備蓄させること。
 - (4) 収入未済の回収は勿論現品不足に對しては其の原因を追究して其の損害の軽減に努力すべきこと。
- 尚右諸対策の根本問題として緊急現品調査を実施して正確なる手持品数量及び性質を把握することが最も必要であることは勿論である。